平成21年度 第14回 税制調査会後記者会見録

日 時:平成21年11月27日(金)19時06分~

場 所:合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見を行います。

要望項目については、いわゆる 0 次査定に対する反論といいますか、それぞれの省 庁の意見、そしてそれに対する財務省、総務省の査定について意見交換をしてまいり ました。

その他少し項目が残りましたけれども、残りは来週月曜日に行います。今日は、たばこ税はあまり途中で止めてもいけないと思って集中的に議論しましたので、皆さんもお聞きになったような状況でございます。どう受け止められたかは分かりませんが、次回たばこ税の問題を出すときには、一定の方向性を出さなければいけないと思っておりますが、この中身についてはまだ未確定でございます。

どうぞ。

○記者

たばこ税ですが、これから企画委員会の方でも検討されるということですが、次回、 税調側から案を出されるタイミングはいつ頃なのかというイメージをお聞きしたいの と、あと、現実に増税幅が今日いろいろ議論になったということで、これは企画委員 会から最終的に税調に出すときには、複数案を示すようなお考えでいらっしゃるので しょうか。

○峰崎財務副大臣

まだその点も十分詰めているわけではありませんが、増税をすべきではないという意見は割と少なかったという印象を持っておりますが、マニフェストに書かれていて、ただ、実際に上げるということになりますと、私たちがよくマニフェストの議論をするときに、やはり上げるということを具体的に1本幾ら上げますよというふうに書く、あるいは上げるということを現実にいつからと提示していたわけではないものですから、そういった点でマニフェストに記述が明確になっていないものについて、これは国民生活に非常に大きな影響を与えることは間違いありませんので、そういった点を含めて慎重に考えなければいけないと思います。

ただ、委員の皆さん方の全般的な傾向を見ても、葉たばこ農家の方もちゃんと補償してくれという意見だとか、そういう次善の策を考えるならばという意見が非常に強かったと思っておりますので、これは案として出す場合に、では上げるとすればどのぐらいの幅なのかという点では、非常に千差万別あったと思いますけれども、いろいろとこれから検討していきたいと思っております。

日程感覚的には、今日は終わりましたけれども、来週月曜日にもう一回税制調査会

をやりますが、火曜日に企画委員会を開く予定としております。これも国会日程がどうなるか、なかなか分からないところがあるのですが、そこで全体としての日程感覚を整理いたしますので、明らかになるのは来週火曜日ぐらいだと思います。ただ、いつまたそれが議論の対象になるのかということについては、来週中には何とか方向性が出せるかなと思っております。

○記者

たばこ税についてお伺いしますが、議論を拝聴している限りでは、増税の時期ですとか、あるいは額については意見が色々あったのですけれども、上げるべきではないというふうに主張した方はいなかったように思います。とすれば、新しい税調の仕組みから言えば、上げるということは今日の段階で一定の合意を得られたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

このたばこ税というのは、約6割が地方に行きますから、是非また後でフォローしていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたように、上げることに伴う国民生活への影響は大きいわけです。となると、マニフェストの中に書いてあったのは、ここまでではないかと、もし本当に1本何円上げるということを出すのであれば、それはいつから出すということについて言えば、やはり来年参議院選挙があるのだから、そこで改めて公約を出して、ある意味では国民の皆さんの信任を得てやるべきではないかという声もあるのです。これは賛成論の方であれ、反対論の方であれですね。そういう国民との約束、信頼関係を獲得していくためには、やはり丁寧な手続が必要ではないか。とすれば、今年でなくても来年の参議院選挙を経た後でもいいではないかという、そこは本当に真面目な議論として、マニフェスト選挙というか、マニフェストの信頼感を得るためには、そういう手続も必要だという声は筋論としてあると思います。

ですから、上げる方向といった場合に考えなければいけないのは、増税論として上げるのではなくて、多分上げる方向としては、発想は完全に健康問題あるいは環境問題、こういったところを中心にして課税の論理を組み立てなければいけませんから、これからかつての環境税と同じように、通常の税と違って環境がよくなれば減っていく税だというふうに考えられるような税に転換していくことになっていくのではないかと、私自身は思っております。

○渡辺総務副大臣

先ほど私が冒頭に問題提起したことについては、たばこ事業法を廃止して、健康増進法でたばこの害を明確にして、厚労省と財務省で話をして、まとめていくしかない。だから、たばこの値上げをここの場で議論をしたら、それは当り前ですが、税収を得るためにどうしたらいいかという話になれば、たばこはじわじわ値上げしていった方がいい。だけれども、健康目的であるならばどかんと上げて、たばこというものを手

の届かないものにしてしまうしかない。だけれども、たばこをどかんと値上げするのは、それは健康目的なんですよと、国民の生活から追放しましょうというぐらいの大きな目的がないとできません。もっと言えば財務省は、そのためにはたばこを値上げして、税収が入らなくてももういいですと、長い目で見れば国民の健康を守った方が国にとっては有益なんですというようなことをしないと、半分本当は課税しているんだけれども、本音は税金が欲しいけれども、建前的に健康を言っているような理屈はやめた方がいいのではないかということで、私は実はこの場で問題提起をしたのですけれども、現実問題として来年の税収見込みとか、いろいろなことを考えたら、いろんな可能性がひょっとしたら出てくるのかなと、私自身は思っています。

勿論、税調の中でたばこ税値上げありきという話をしているわけではありませんけれども、そこはいろんな可能性がある。いつも検討されてきましたのでね。

○記者

小川政務官の発言で確認したいのですが、マニフェストでたばこ事業法を廃止して、その上で新たな法律をつくって、それが終わった後に、この課税を考えるということが筋だという様な発言でしたが、ということは、いわゆる新法ができてから税率増加を考えるべきで、まだ新法を具体化していない段階では具体的議論は避けるべきというお考えだということですか。

○小川総務大臣政務官

税調内で不協和音とかということは是非、今は議論している最中ですから、もし、そういうことで御質問いただいたとすると非常に不本意な部分もあるのですが、冒頭に峰崎副大臣がおっしゃったことは非常に大事だと思っておりまして、私は最終的には渡辺副大臣の判断に従う立場にございますけれども、個人的な見解だけ言わせていただくと、健康目的で新法だと言っていることに加えて、一本当たり幾らという課税の仕方をやめますと言っているわけです。一本当たり幾らという課税の仕方をやめますと言っている人が、一本当たり幾ら値上げしますというのは、私は取り得ない選択肢ではないかと思っています。

ただ、大きな方向感に関しては全く異存ございませんので、具体的に新法を制定して、どういう段階で、どういう上げ幅でやっていくかは、参議院選挙で国民に信を問うべき絶好のテーマだというのが私の真意であります。

○峰崎財務副大臣

では、少し補強しますと、実はタール・ニコチンの量に応じて決めたらどうだろうかという、藤井財務大臣がそういう発言をされたことがあるのです。それで調べてみたら、タール・ニコチンの量というのは、実はフィルターで調整をするということで、葉たばこ自身の持っている含有量でなかなか測定しにくいという事実を私たちは知りました。

そうすると、酒の場合はアルコール度数に応じて課税しようかという議論があるの

ですが、このタール・ニコチンに応じてというのはなかなか難しいというのがあって、 今、小川政務官がおっしゃった1本幾らという言い方は、先ほど来、皆さん、1本幾らぐらいのイメージを持っていたと思うのですが、マニフェストに書いていたことが、 それでは1箱幾らというふうに言ってしまっても1本幾らと同じことですから、そういう意味で、なかなか難しいところはあると思っているのですが、これは工夫してみたいと思っております。

○渡辺総務副大臣

先ほど山田農林水産副大臣もおっしゃいましたけれども、これはやはり、いきなり300円のものが600円になるのではないか。例えば、4年後に600円になります。そのために、4年間かけて300円上げますとなるのか、あるいは4年間かけて200円上げますというのか。その間に、葉たばこの農家の方やたばこの小売をしている方に転作をする余裕を与えるなり、商売替えをする後押しをするとかという準備の期間も必要だとは思うのです。それはやはり激変緩和措置は必要ですから、何年か先に、例えば欧米並みになるにしても、段階的に上げていって、その間に一生懸命、禁煙外来へ通う方もいるでしょうし、葉たばこ農家の支援策とか、やるとすれば、そういう準備期間は必要ではないかと私は思うのです。

○記者

峰崎副大臣にお伺いしますが、今回、健康目的でということは大体合意できたのではないかと思いますが、一方で、渡辺副大臣がおっしゃったように、財務省とはいえ、税を手放せるのかといいますか、極端に言えば税がなくてもいいのかというのがありました。古本政務官も今日の会議の中でそういった税収を心配されるお話がありましたけれども、峰崎副大臣としては、その辺はどうですか。税財源としてたばこ税というものは手放せるのかといいますか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○峰崎財務副大臣

私は、2兆円にも及ぶ、国と地方で折半といいますか、6対4で別れますから、地方に1兆数千億円、国が大体8,000億円から9,000億円でしょうか、結構大きい金額なのです。ですから、その税源を失う以上は、やはり代替財源をどうするかという問題は大きいと思います。

ただ、そういう意味で私は個人的に言えば、将来、国民の皆さんに負担を求めるときには、こういうたばこ税とか酒税とかそういったところのちまちました税でもらうというふうには考えていないのです。本当にやるときは消費税であり、所得税であり、基幹税だと私は思っております。更についでに言えば、将来的には、個人的にはやはり環境税といったようなものは大変大きな税目になるのではないかというふうに予感をしています。これはこれからの21世紀の時代の流れだと思っているのですが、そういうところで上げるときはしっかり上げる。それは国民の皆さんに政治に対する信頼を回復し、そして、どういう国づくりをする、どういうところにお金を費やすという

ことをしっかり明示して、私は堂々と、基幹税を上げるときは上げたらいいと思います。

ですから、そういう意味で、たばこの税金で何らかの税財源を何とか補てんしよう というような発想で考える時期ではなくなってきつつあるというふうに私は思ってい ます。

○記者

今、中長期的なお話でよく分かったのですけれども、例えばこういう財政、税収も減って厳しい中で、来年、再来年、当面を考えた場合、やはり減収というのはなかなか避けたいというお考えはありますか。

○峰崎財務副大臣

そういう意味では、一般論として言えば、税収が減っていくというのはあまり私たちとしては、それは今後のところではないというふうに申し上げていいと思うのです。ただ、それでは、今、税の論議をやっていますけれども、租特の論議もしていますが、これから先、結果的に、これがどういうところに落ち着くのかと同じように、税にとってみると、これからの税の議論の中で、本当に税収が中立になるのか、税収は減収になるのか、あるいはやや負担増になるのか。これは結果を見てみないと分からないところがあるのではないでしょうか。

○記者

税の大綱のとりまとめは 12 月 11 日目途ということになっていると思うのですが、それまでにたばこ事業法を新たな法律に変えるということの可能性は、どうご覧になっておられますか。

○峰崎財務副大臣

たばこ事業法があり、また地方は地方でたばこ税の法律がありますから、これをやはり変えるということになると、恐らく大転換をしなければいけないということですね。そういう議論がマニフェストに勿論書かれていますから、転換をしていくというのが今なのか、それとも、参議院選挙を経た後にやった方がいいのか。その辺は恐らく政治判断だと思います。

○記者

古本政務官からもし御報告を受けていらっしゃったらお伺いしたいのですが、今日 は経産省と財務省の間で要望項目について、交渉といいますか、協議をなさったと思 うのですけれども、その議論で一定の方向性が出たような項目があったかどうか。あ と、ナフサについて教えていただけますか。

○峰崎財務副大臣

今のお話は報告をまだ受けておりません。今、古本政務官はまた随時の調整に入っておりますので、その話は聞いておりませんが、ナフサについては、私の聞いている

限りでは進展はしていないと思います。進展というのは、やはり原料課税に対する衝撃の大きさを強調されておりましたから、それはともに了解したという感じにはなっておりません。

○記者

たばこの件で確認なのですが、マニフェストで信を問わないと、参議院選挙の後でないと、そういった抜本的な課税目的を変えて、増税というか、課税するのは難しいのではないかというような話だと思うのですけれども、そうなると、来年の4月からは、そういう増税という方向は難しいのか、それとも今のままで、そういう小幅な増税というのは考えられるのか。その辺を教えてもらえればと思うのですが。

○峰崎財務副大臣

そこら辺は、今のまま小幅の増税も、先ほど来ずっと聞いていると、そういう意見もあるわけです。今、渡辺副大臣がおっしゃったように、何年かかけて幾ら上げるということもあり得るだろうし、ただ、これはもう一回総務、財務両方絡んでおりますから、しっかり議論して、どういう方向の考え方を打ち出すかというのは、次回にきちんと出せるようにしていきたいと思います。ただ、国民生活にとって値上げということについては、勿論、非喫煙者からすれば、あまり関係ないと思うかもしれませんが、やはり喫煙人口は結構まだいらっしゃいますので、それはやはり大変大きい影響を与えると思いますので、それはやはり法律を変え、そして、大幅に値上げするとか、中幅なのか、小幅かは別にしても、それはやはり私は個人的に、来年の参議院選挙でそういう打ち出しをして、そして国民の皆さんに、ある意味では、それが単一争点であるわけではないのですが、それをしっかりと信を問うという手続を取った方がいいと思いますね。

○記者

今後の議論なのですが、峰崎副大臣としては4月からは難しいというお考えですか。

○峰崎財務副大臣

いや、それは分からないです。

○記者

今のお話と関連して確認なのですけれども、ということは、中身の目的などというのは、これからまだ議論していくとして、やはり大事なのは参議院選挙を経るということだと、峰崎副大臣はお考えだということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

私は、国民生活に非常に大きな影響を与えるものというのは、やはり国民の信を問うていくべきだと思っているのです。そういう点では、ある程度税を上げるという議論は、これはなかなか重大な変更ですから、それはやはり私は参議院選挙で問うた方がいいのではないだろうかと思っておりますが、政策集 INDEX であれだけのことを書いてありますから、あるいは国民の皆さん方はたばこの増税については、意外と健康

目的に転換するということであれば、それほど抵抗ないという意見もありますから、 そういうことも含めてどういう形になるかは、また検討していきたいと思っておりま す。

○記者

その理論で言うと、今回の新しい税目で、地球温暖化対策税というものも、増税項目として挙がっておりますが、やはり増税項目である以上は、参議院選挙を経るべきだと。

○峰崎財務副大臣

私もまさにそうだと思っているのです。ただ、条件が変わってきているなと思っているのは、2020年までに25%削減ということを総理が発言されておりますし、そういう観点から環境に対する地球温暖化対策税を中心とした税の論議を急いでくれと言われているわけですから、そういう意味で環境省も環境省案を出されたわけです。地方の場合は来年1年遅れて、要するに、これをしっかりと組んで選挙を挟んで恐らく来年からということですから、総務省の案は間違いなく1年後だと思いますけれども、やはり環境省の案は急ぐということですから、それについての議論は進めていきたいと思いますが、これもある意味では新税ですから、ある意味ではしっかりと国民の皆さんに約束をするのが筋は筋だと思います。

○小川総務大臣政務官

私たちは税制調査会の主要なメンバーでありますが、その前に民主党の国会議員でありまして、そこはやはり選挙の公約と、それからそれの実現プロセスと、あるいは軌道修正するならばその過程を、常に国民と対話しながらやっていくという道筋を通じてしか、日本の民主主義を進化させる過程はないわけでありまして、この税を議論するときというのは、そこから足を離して、何か浮き足立って議論するということは、徹底的に慎まなければならないと、私は個人的にそう思っています。

○渡辺総務副大臣

よく言うのですけれども、やはり、環境税の話と、私は十何年前の細川政権の国民福祉税の途中でできた案と、ちょっとかぶる部分がありまして、私はそのとき国会にはおりませんでしたけれども、やはりちゃんとした理念と、ちゃんとした目的と、ちゃんとした哲学がなくて、新税をつくったら、やはり生半可なものを出したら、私は内閣の命運というものに影響を与えてしまうだろうと思います。

今、お話がありましたように、CO2 の 25%削減のためにどうしたらいいのかという中の1つとして、税だけではなくていろんな 25%削減のさまざまな方策の中で、当然税もあるべきだと思いますし、では、その税を何に使うのかということも、それこそかつて細川総理が、腰だめのなどということを言って記者会見の中でめろめろになってしまいましたけれども、やはりしっかりとした目的と哲学と理念がなければいけない。

やはり、1つの税をつくったら国家の一大事、内閣にとっての一事業で一大仕事ですので、それを生半可につくってはいけない。そのためには、やはりちゃんとした時間をかけて、ちゃんとした議論をしてつくらなければいけないと私どもは思っております。

そのためにもやはり時間がある程度必要だということで、とても来年度からでは間に合わないのではないかと、これまでも繰り返し言ってきたところであります。

○記者

先ほどの選挙で信を問うというところとの絡みなのですけれども、質問で先ほどちょっと出ましたけれども、たとえ小幅な増税であっても、例えば1本1円とか、そういったレベルであっても信を問うべきだと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

普通は値上げをするというものを考えているのであれば、信を問うべきでしょうね。 この間、やはりたばこというのは困ったときのたばこ税頼みになっているのです。た ばこ事業法というのはそういう扱われ方で今まできたわけです。だから、そういう発 想から変えていかないといけないのではないというのが、大体共通認識だったのでは ないですか。

○小川総務大臣政務官

今回の税制改正は、あらゆるテーマが入っておりますから、細かいことまですべて 含めて公約に書いているかというと、そんなことはありません。この大きな方向感の 中で答えを出していかなければいけない課題がたくさんあることは事実なのです。

ですから、もし、たばこ税に関して私たちが公式に表明した見解の中で一切の記述がなければ、例えば1年や2年の微修正、軌道修正ということは財源との関係であり得たことだと、私は思います。そこは、峰崎副大臣とも多分そんなに齟齬はないと思うのですが、しかし1本当たり幾らの課税をやめますと、健康目的でたばこ事業法を廃止しますとまで書いた人ですから、私たちは。そこをやはり厳重に軌道修正するなら手続が必要でしょうし、あるいはそこで書いたことを具体化するに当たっても手続が必要だという立場であります。

○記者

1次査定ですけれども、これは月曜日に公表されるということでよろしいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

月曜日に各省に出すこととしております。

[閉会]